

宮古地区栄養情報提供店登録事業実施要領

1 目的

本県は県民1人当たりの飲食店数が全国一であり、また壮年期、特に30～40代男性の外食率は50%と高いことなどから、飲食店等が健康づくりに果たす役割は大きいと考えられる。

さらに、健康おきなわ21（第2次）施策においても「肥満対策」は県民の重点項目の1つとなっており、社会全体で個人の健康づくりを支えるための食の環境整備が重要である。

そこで、宮古管内の飲食店等との連携により、メニューの栄養成分表示や栄養、健康づくりに関する情報を住民へ提供することで生活習慣の改善につなげることを目的として、本事業を実施する。

2. 実施主体

沖縄県宮古保健所

3. 対象施設

宮古保健所管内の飲食店等

4. 事業内容

- ①飲食店等への講習会
- ②宮古地区栄養情報提供店の申請及び登録
- ③住民への普及啓発
- ④宮古地区栄養情報提供店登録事業検討委員会の開催
- ⑤その他

5. 申請方法及び登録

- (1) 表示を希望する飲食店は、提供しているメニューの栄養に関する情報表示を2タイプ（別紙参照）より選択し、別紙申請書（第1号様式）に記入のうえ、保健所長あて申請を行う。
- (2) 申請書に基づき表示内容についての相談・調整を行う。
タイプAについては、栄養価計算結果表（第2号様式）を交付し、相談・調整を行う。
- (3) 表示内容を確認したうえで宮古地区栄養情報提供店台帳（第3号様式）に登録する。また、登録された店舗については、宮古保健所ホームページ又はその他の方法で公表し、住民へ周知する。（公表は希望する店舗のみ）
- (4) 登録された店舗が、情報の提供を変更又は中止した時は、宮古地区栄養情報提供変更届（第4号様式）又は宮古地区栄養情報提供店取り消し届け（第5号様式）により保健所長あて届け出る。
- (5) 登録された店舗については、登録後、年1回現況調査（第6号様式）を行う。
また、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

附則

- この要領は、平成23年2月1日から適用する
この要領は、平成29年7月12日から適用する。
この要領は、平成30年3月23日から適用する。

表示タイプ及びオプションマーク基準

1. 表示タイプ

宮古地区栄養情報提供店実施要領において飲食店等でメニューに関する栄養情報を提供する場合は次の2タイプより選択する。

タイプA：栄養成分表示と健康や栄養に関するワンポイントメモの表示

おすすめメニュー等の栄養成分表示（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分は必須項目）をし、栄養や健康に関するワンポイントメモを表示する。

タイプB：三色食品群での表示と栄養や健康に関するワンポイントメモの表示

使われている食材を3色食品群（赤・黄・緑）で表示し、栄養や健康に関するワンポイントメモを表示する。

<オプション>

両タイプとも特にアピールしたい場合、表示をしたうえで次のマークを表示できる

①タイプAで、一定の基準を満たす場合は「カロリーひかえめ」「脂肪ひかえめ」「塩分ひかえめ」「野菜をたっぷり」「バランスがよい」の表示ができる。

（基準は別途定める。）

②タイプBで、3色全てバランスよく入っている場合は「バランスが良い」の表示ができる。

③タイプA、Bともに、健康づくりの要望（ヘルシーオーダー）に対応できる場合「選べます」の表示ができる

* 1店舗からの申請は両タイプ併せて5メニューまでとする

2. オプションマーク基準

オプションマークを表示するための基準は次のとおりとする。

(1) 定食とは、〇〇定食やセットメニューなど主食、主菜、副菜が揃っているメニュー及びカレーライスや沖縄そばなど単品でも1食分となるメニューとする。

(2) 単品とは、サイドメニューなど単品では1食分とならないメニューとする。

マークの種類	定食 1食分	単品 1食分
カロリーひかえめ	600 kcal 以下	50 kcal 以下
脂肪ひかえめ	16 g 以下	3 g 以下
塩分ひかえめ	3.3 g 以下	1 g 以下
野菜たっぷり	140 g 以上	70 g 以上
バランスが良い	タイプA：PFC比のバランスがよい P（たんぱく質）：15%程度 F（脂質）：20～25% C（炭水化物）：60%程度 タイプB：三色食品群（赤・黄・緑）がバランスよく 全て入っている	
選べます	・ ご飯の量の調節が出来る ・ ドレッシングがノンオイルに選ぶことが出来る ・ マヨネーズやタルタルソースが別添えに出来る ・ 付け合わせの野菜をおかわりできる など健康づくりの要望（ヘルシーオーダー）に対応出来る	